明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**七九）　一

○国際連合安全保障理事会決議第二千三百七十四号（マリに対する制裁に関する決議）に関する件（**外務**五三）　二

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**二一）　五

○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**同**二二）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**二五）　七

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一九、二〇）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**一四～一七）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

破産、免責、再生関係　九

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の一部失効、首都高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会公示送達関係　三六

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三七

会社その他

会社決算公告　三八

告示

○法務省告示第七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十三日

法務大臣　上川　陽子